公　告

諸　事　項

外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項の公表について

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）第12条第１項第３号の特別に上陸を許可すべき事情の有無の検討に寄与するとともに、イスラム圏への牛肉輸出及び日本国内での牛肉消費の拡大を図るため、外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項を次のとおり定めたので、その内容を公表する。

平成26年７月28日　　農林水産省生産局長　松島　浩道

外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項

第１　趣旨

この基本的事項は、イスラム圏への牛肉の輸出拡大のほか、日本国内におけるイスラム教徒向けの国産牛肉の消費拡大を図るため、国内においてハラール牛肉生産活動を行う者が十分に確保できるまでの間、外国人を受け入れ、適正なハラール牛肉生産活動を行うための基本的事項を定めるものとする。

第２　用語

この基本的事項で使用する用語は、以下のとおりとする。

１　「ハラール牛肉生産活動」とは、ハラール認証機関から推薦を受けた外国人が、公私の機関との契約に基づき、基本的事項に基づき事業計画の認定を受けたハラール事業所においてハラール牛肉生産に係る業務に従事する活動をいう。

２　「外国人作業員」とは、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、ハラール牛肉生産活動に従事する者をいう。

⑴　ハラール認証機関から、と畜作業を含むハラール牛肉の生産工程の管理を行う際に必要な知識及び技能を修得しているイスラム教徒である旨の推薦を得ていること。

⑵　ハラール牛肉生産活動に従事する意思を有すること。

⑶　ハラール牛肉生産活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。

３　「ハラール事業所」とは、と畜解体及び部分肉処理等を行う食肉処理施設を有し、次に掲げる要件をすべて満たす公私の機関をいう。

⑴　その行う事業が、日本標準産業分類（平成21年３月23日付け総務省告示第175号）におけるとと畜場（細分類番号9521）、部分肉・冷凍肉製造業（細分類番号0911）に該当すること。

⑵　その有する施設が、ハラール認証機関から、ハラール牛肉を生産することができる施設として認証を受け、又は受けようとしていること。

⑶　外国人作業員がハラール牛肉生産活動を適切に行うことのできる設備を有していること。

⑷　健全かつ安定的な経営状況であること。

⑸　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

⑹　過去３年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

４　「認定ハラール事業所」とは、と畜解体及び部分肉処理等を行う食肉処理施設のうち、第３の３により、その所在地を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）（以下「管轄地方農政局長」という。）から事業計画の認定を受けた公私の機関をいう。

第３　事業計画の認定

１　外国人を受け入れてハラール牛肉生産を行おうとするハラール事業所は、ハラール牛肉生産に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）を策定し、別記第１号様式により、管轄地方農政局長に申請し、認定を受けることができる。

２　事業計画は次の事項を含むものとする。

⑴　ハラール牛肉を生産、販売するための計画及び施設に関する事項

⑵　外国人作業員の在留中の住居の確保に関する事項

⑶　生活指導員の任命に関する事項

⑷　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑸　外国人作業員からの生活・労働等に係る相談への対応（通訳の手配や苦情処理を含む。）に関する事項

⑹　外国人作業員の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑺　ハラール牛肉生産活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑻　その他ハラール牛肉生産活動に必要な事項

３　管轄地方農政局長は、事業計画の認定申請があった場合、申請に係る事業計画が次に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、施設及び外国人作業員を特定して、事業計画の認定をするとともに、生産局長に報告するものとする。

⑴　事業計画の期間が５年以内であること。

⑵　事業計画の開始から１年以内に当該施設で生産される牛肉の概ね全量がハラール牛肉になると認められること。

⑶　事業計画の開始から１年以内に、ハラール事業所で生産されたハラール牛肉のうち、その過半がイスラム圏に輸出され、又は主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等へ出荷されること。

⑷　事業計画の期間が終了するまでに、ハラール事業所で生産されたハラール牛肉の概ね全量がイスラム圏に輸出され、又は主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等へ出荷されること。

⑸　外国人作業員が、当該ハラール事業所の所定労働時間を通じてハラール牛肉生産活動を行うこととされていること。

⑹　外国人作業員をイスラム教徒であることを要しない業務に従事させるものではないこと。

⑺　外国人作業員がハラール牛肉生産活動を行う期間が、事業計画の期間内であること。

⑻　ハラール牛肉生産活動を行うハラール事業所の外国人作業員の人数が施設の規模及び当該施設におけるハラール牛肉生産量に応じて適正なものであること。

⑼　外国人作業員の報酬が、と畜解体処理・施設管理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬額と同等以上であること。

⑽　外国人作業員が、事業所から保証金等を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

⑾　ハラール事業所が、外国人作業員のハラール牛肉生産活動を記載した作業日誌を作成し、保存するなど、外国人作業員の作業内容を明らかにする旨の規定を作成していること。

⑿　ハラール事業所が、外国人作業員がその責に帰さない事由により帰国旅費を支弁できない際に、帰国旅費を負担できること。

４　事業計画の認定は、当該ハラール事業所が、３⑵から⑷までに定める要件を満たして事業計画を実施し、引き続きハラール事業所で生産されたハラール牛肉の概ね全量がイスラム圏に輸出され、又は主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等に出荷され、かつ国内においてハラール牛肉生産活動を行う者が十分に確保できていないと認められる場合に限り行うことができる。

なお、事業計画の認定を行うに当たり疑義が生じた場合は、生産局長に協議するものとする。

５　事業計画の認定をしたときは、別記第２号様式によりハラール事業所に対し通知するものとする。